

児童手当 制度改革のお知らせ

～令和6年10月分から児童手当制度が拡充されます～

改正のポイント

- 所得制限によって児童手当（特例給付）を受給できていなかった方も、受給できるようになります。
- 高校生年代のお子さんの分も支給されるようになります。
- 大学生年代以下のお子さんが3人以上いる方は、支給される金額が多くなります。

主な変更点	改正前<令和6年9月分まで>	改正後<令和6年10月分から>
支給対象	中学生までの児童 (15歳になった年の最初の3月末)	<u>高校生年代までの児童</u> (18歳になった年の最初の3月末)
所得制限	あり	なし
手当月額	3歳未満 : 15,000円 3歳～小学生 第1子・第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 中学生 : 10,000円 【所得制限限度額以上】 所得上限限度額未満 : 5,000円 (特例給付) 所得上限限度額以上 : 支給なし	3歳未満 第1子・第2子 : 15,000円 <u>第3子以降 : 30,000円</u> 3歳～高校生年代 第1子・第2子 : 10,000円 <u>第3子以降 : 30,000円</u>
支給月	年3回(各前月までの4か月分を支払) 2月、6月、10月	<u>年6回(各前月までの2か月分を支払)</u> 12月、2月、4月、6月、8月、10月
多子加算の算定対象(第3子の数え方)	高校生年代までの児童	高校生年代までの児童 +高校生年代までの児童の兄弟で次の子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担等がある大学生年代の子</u> (22歳の最初の3月末まで)

※第3子以降の支給額が増える特例を「多子加算」といいます。

世帯の状況により、**申請が必要**です。

申請が必要です

- ①中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方
- ②所得制限により児童手当（特例給付）の支給がない方
- ③児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方
- ④大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含め3人以上の児童を養育している方

→**申請が必要**です。

裏面をよくお読みいただき、申請をしてください。

申請は不要です

御浜町から児童手当（特例給付）を受給している方のうち、左記①～④以外の方

- 制度改正によって手当額が増える方

(例：中学生以下の児童のみ3人以上養育している

養育している高校生が算定児童として登録されている 等)

- 制度改正によって手当額が変わらない方

(例：高校生年代以上の兄弟がいない中学生以下の児童を

1人または2人養育している 等)

→**原則、申請は不要**です。上記改正後の内容をご確認ください。

12月支払から、改正後の手当額で支給します。

裏面へ

申請が必要な方

	世帯状況	提出書類
新規申請	① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方	◆児童手当認定請求書 【添付書類】 ・本人確認書類（運転免許証（表面）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し） ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し ・健康保険証の写し
	② 所得制限により児童手当（特例給付）の支給がない方	
増額申請	③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	◆額改定請求書
	④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含め3人以上の児童を養育している方	◆額改定請求書 ◆監護相当・生計費負担についての確認書

※世帯の状況等により、追加の書類を求める場合があります。

※児童が施設に入所している等の場合、施設等の設置者に手当が支給されます。

※児童手当の受給者（児童の保護者のうち所得が高い方）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）へご確認ください。

申請期限

令和6年10月31日（木）【必着】

制度改正により申請が必要な方について、期限内に提出し認定された場合は10月・11月分の手当を令和6年12月に支給します。期限を過ぎて提出し認定された場合は、令和7年1月以降に、10月分まで遡及して支給となります。申請の最終期限は令和7年3月31日（月）【必着】です。

※9月30日以前に転出予定の方は、転出先の自治体で申請してください。

申請方法

申請方法	申請先	受付開始
窓口	御浜町役場 1階 健康福祉課 子ども家庭室	令和6年9月2日（月）

お問い合わせ

電話番号 05979-3-0508（平日 8:30～17:15）
御浜町役場 健康福祉課子ども家庭室